コメント:『エドマンド・バークの国制論』高橋和則著(法政大学出版局、2024年)

合評会(中央大学茗荷谷キャンパス)

苅谷 千尋

12, Mar, 2025

1.評価

- 1. バーク研究にとどまらない魅力的な研究書
 - 国制の言説史:バーク、ペイン、プライス、シィエス (Cf. 苅谷 (2025))
 - 。 ロックを中心とする近代思想史(布置連関の把握)への異議申立て(Cf. 犬塚(2014a))
- 2. バーク研究史への貢献:ふたつの難点の克服
 - 1. 法や国制についてのテクストに着目することで、議会前と議会後の一貫性問題を克服
 - 2. 国制の把握の特性を明らかにすることで、アメリカ革命とフランス革命の対応の相違を 説得的に説明
- 3. 政治思想史への貢献
 - 伸縮自在に解されやすい国制言説に同時代的な枠を与える
 - バーク国制論のアップデート

バークの説くconstitutionは形而上学的な背景を失い、政治社会についてのあらわなイデオロギーとならざるを得ない(福田 (1985), 450) 1

Ⅱ. 要点

- 1. 前提
 - 西洋近代思想を理解する鍵概念として同意論(契約論)を解す
 - 。 18世紀の政治言語における「契約」という語彙のもつ重み
- 2. 複数の同意論(契約論)
 - 1. ロック的同意論(社会契約論):フィクションに依拠
 - 2. コモン・ロー的同意論(国制論): 歴史に依拠²
- 3. 統治権力の正当性の論拠と、統治権力の抑制
 - 普遍性(自然法;キリスト教;理性)
 - 古来性 (コモン・ロー)
 - 人々の声(世論)
 - → 言説のレベルで見たとき、必ずしも相互排他的ではない
 - 。 → その組み合わせ、濃淡が政論家、思想家を分ける

Ⅲ. 論点

1. 同意・契約論の政治哲学的含意

同意や契約といった日常的な語彙が政治的な鍵概念として使われ、それが論争の機軸の一つで あったことから、引き出せるインプリケーションはないか?

• 歴史的テクストと一般化

『フランス革命の省察』が保守思想の古典とされるのは、社会秩序を解体しようとする知性に対する批判を、バークが用いたウィッグ特有の言語から別の言葉へと置き換えても通じるような形で述べられているからである(Pocock (1987), xiv)。

• 政治思想史のリヴィジョニズムと政治哲学の模索

政治思想史研究の歴史学的転回の結果として、政治思想史研究がいかなる意味で政治哲学なのかは必ずしも自明ではなくなっている(犬塚(2014b), xi)³

• 半澤の「丸山・福田パラダイムへの知的懐疑」と現代的意義

私に彼ら〔ケンブリッジ学派〕の主張への共感を抱かせたバネは、明らかに丸山・福田パラダイムへの知的懐疑の経験であったが、正確には私にとっての問題は、彼らにおけるような「伝統」ではなく、戦後日本社会科学の世界に特有と思われる「近代」信仰であった(半澤(2017), 228) ⁴

• コンテクスト主義への懸念と言語の普遍的意義の問いかけ

まったく時代も背景も異なるテクストが、身につまされるものとして心に迫ってくることがある。それはなぜかが、文脈主義では見えてこない(野原 (2023), 48) 5

• 社会契約に着目する現代的な意味

1945年の敗戦後、新たに社会を作っていくとき、社会契約論は戦後日本を導く一つの 道 しるべとなった(重田 (2013), 13) ⁶。

2. 「契約」と「意見」の関係

本書第3章のバークの社会契約論に関する分析の初出である 高橋 (2012) は「意見」 (opinion) で締められるが 7 、本書は意見についての分析が少ない

- 契約(同意、協定): 当事者間の関係を前提とする語彙(拘束性をもちうる語彙)
- 意見(声):関係性を問わない語彙(自由な発話、解釈が可能な語彙)

2. civil soceityの訳し分け

- civil soceityを文脈によって訳し分けている(高橋(2024), 238-249)。それぞれの要件は何か?
 - 市民社会=国家=国制?:【要件】正義と法的秩序?peopleの自律性は不問?
 - 。 政治社会:ロック的? (解釈権の譲渡を引き換えとする、統治権力によるプロパティの 保護?)
 - 文明社会:反野蛮・反暴政・反専制な市民社会の一形態? (消極的定義)
- 市民社会設立契約を交わした以降の「契約」「同意」はありうるのか?
- 世代を超えた国制?

As the ends of such a partnership cannot be obtained in many generations, it becomes a partnership not only between those who are living, but between those who are living, those who are dead, and those who are to be born. (Burke (2001), 260)

- 国制にかかわる改革はどのように正当化されるのか?
 - o マグナ・カルタ
 - 。 権利請願
 - 。 権利章典

4. constitutionにかかわるテクストの選択

多くを『省察』に依拠しているが、先行研究は『新ウィッグから旧ウィッグへの訴え』 (1791) も重視してきた。『訴え』を選択

In a state of rude Nature there is no such thing as a people. A number of men in themselves have no collective capacity. The idea of a people is the idea of a corporation. It is wholly artificial, and made, like all other legal fictions, by common agreement. What the particular nature of that agreement was is collected from the form into which the particular society has been cast. Any other is not their covenant. When men, therefore, break up the original

compact or agreement which gives its corporate form and capacity to a state, they are no longer a people,—they have no longer a corporate existence,—they have no longer a legal coactive force to bind within, nor a claim to be recognized abroad. They are a number of vague, loose individuals, and nothing more. With them all is to begin again. Alas! they little know how many a weary step is to be taken before they can form themselves into a mass which has a true politic personality..(Burke (2015), 169-170)

国制は、暗黙であれ明示であれ、いったん何らかの合意によって定められられると、それを変更するための力は存在せず、その変更は契約を破るか、すべての当事者の同意なしには行えない 8

• J. C. D. Clarkはこの一節も参照しながら、バークの契約論は「市民社会と君主との間の契約」「いったん結ばれた契約は永久に拘束力を有する」と解す(Clark (2001), 42)

人民という概念は、企業という概念である。これは完全に人為的なものであり、他のあらゆる法的虚構と同様に、共通の合意によって作られたものである。その合意がどのようなものであったかは、特定の社会がどのような形態になったかによって明らかになる。それ以外のものは、彼らの契約ではない。

保護も服従も「偉大な原始的契約」のもとで理解されるべきもので、この「契約」は支配者と被支配者の道徳的な関係を規定した。バークは国家に対する革命権を認めたが、暴動に訴えることの重大さも理解していた。フランスの状況は、とても暴力に訴えることを正当化できるものではなく、ましてや既存の統治の支柱についての試みる(最後?)、とバークは考えた(Bourke (2015), 678)

(Bourke 2015: 678)

参考文献

Bourke, R., 2015. Empire and revolution: The political life of edmund burke. Princeton University Press, Princeton, N.J.

Burke, E.Clark, J.C.D. (Ed.), 2001. Reflections on the revolution in france: A critical edition. Stanford University Press, Redwood, CA.

Burke, E.Marshall, P.J., Bryant, D., Langford, P. (Eds.), 2015. The writings and speeches of edmund burke: Volume IV: Party, parliament, and the dividing of the whigs, 1780-1794. Oxford University Press, Oxford.

Clark, J.C.D., 2001. Introduction of reflections on the revolution in france, in: Clark, J.C.D. (Ed.), Reflections on the revolution in france: A critical edition. Stanford University Press, Redwood, CA.

Pocock, J.G.A., 1989. Burke and the ancient constitution: A problem in the history of ideas, in: Politics language and time: Essays on political thought and history. Chicago University Press, Chicago, pp. 202–232.

Pocock, J.G.A., 1987. Introduction, in: Pocock, J.G.A. (Ed.), Reflections on the revolution in france. Hackett Pub. Co., Indianapolis, Ind.

半澤孝麿., 2017. 回想の「ケンブリッジ学派」:政治学徒の同時代思想史物語. 思想 (1117), 206-233.

土井美徳., 2007. 憲法典, in: 日本イギリス哲学会 (Ed.), イギリス哲学・思想事典. 研究社, pp. 156-159.

犬塚元., 2014b. 序論 啓蒙・改革・革命, in: 犬塚元. (Ed.), 啓蒙・改革・革命 (岩波講座 政治哲学 第2巻). 岩波書店.

犬塚元. (Ed.), 2014a. 啓蒙・改革・革命 (岩波講座 政治哲学 第2巻). 岩波書店.

福田歓一., 1985. 政治学史. 東京大学出版会.

苅谷千尋., 2025. 書評『エドマンド・バークの国制論』(高橋和則著、法政大学出版局、2024年). 図書新聞 (3672).

重田園江., 2013. 社会契約論:ホッブズ、ヒューム、ルソー、ロールズ. 筑摩書房.

野原慎司., 2023. スキナーとポーコックおよび思想史叙述の問題, in: 小谷英生., 網谷壮介., 飯田賢穂., 上村剛. (Eds.), 歴史を書くとはどういうことか:初期近代ヨーロッパの歴史叙述. 勁草書房.

高橋和則., 2024. エドマンド・バークの国制論. 法政大学出版局.

高橋和則., 2017. 自然法・自然権・社会契約, in: 中澤信彦., 桑島秀樹. (Eds.), バーク読本:<保守主義の父>再考のために. 昭和堂.

高橋和則., 2012. エドマンド・バークの「社会契約」論. イギリス哲学研究 35, 37–52. https://doi.org/10.24587/sbp.2012_037 高橋和則., 2000. エドマンド・バークにおけるconstitutionの概念について. イギリス哲学研究 23, 63–81. https://doi.org/10.24587/sbp.2000_063

1. 「伝統や慣習が優越するところでは立法は不可能であるとした、パークはルソーとはまったく逆に過去から伝えられた慣習や先入見や人間の感情の自然、すなわち所与のものをconstitutionの支えとしてそのまま受け入れようとする。したがってパークはこのconstitutionという伝統的所与を自然の名で呼び、さらに神の摂理providenceに引照して聖別する。いうまでもなく、社会体制を自然の秩序とし、神の摂理に引照するのは、中世では最も普通の思想であった。ただそのときには、この社会体制の理解は、中世の世界観・宇宙像と結びついていた、けれども、バークの活動した18世紀末には宇宙像そのものがまったく変わってしまって、近代自然科学のうちたてた新しい世界像に移っている。したがってバークの説く

constitutionは形而上学的な背景を失い、政治社会についてのあらわなイデオロギーとならざるを得ない」(福田 (1985), 450) ↔

- 2. 「ヘイルが法を見る時に重視しているのは、その拘束力と拘束力の源泉であった。この拘束力の源泉は、法の源泉ではない。つまりこの引用で言えば「どこに、何に基づいているか」ということには関わらないのである。重要なのは「何故」拘束されるのかという点に限られる。そして、その源泉は「同意」に求められている。当時のイギリス社会が「承認し受容し」同意したから、その法は拘束力を持つ。「主権者の命令」としての法命令説とは異なり、その法を権威づけるのは主権者でなく、イギリス人民であり、イギリス社会であることになる。「同意」はこれまでの法と矛盾していないことの現われと解釈することができる。こうして拘束力を重視する法の見方が要請されたのである」(高橋 (2024), 57) ↔
- 3. 「こうしたリヴィジョニズムは、政治思想史研究の有意性やアイデンティティを揺るがしている。かつて日本での西洋政治思想史研究は、西洋近代の政治思想のなかに目指すべきリベラル・デモクラシーのモデルを見出すかたちで、政治哲学・政治学としての有意性やアイデンティティを示してきた。そうした研究の伝統が、20世紀後半の日本の政治学史のなかで担った歴史的役割は小さくない。しかし近年のリヴィジョニズムによってかつての思想史像はそのままでは維持しがたくなり、つまりは政治思想史研究の歴史学的転回の結果として、政治思想史研究がいかなる意味で政治哲学なのかは必ずしも自明ではなくなっている。〔略〕過去に目指すべきモデルを見失ったなかで、政治思想史研究はどのような意味で政治哲学と言えるのか」〔略〕「政治哲学が、出来合いのイデオロギーに分類することでなく、政治について原理的に検討する営みを意味するならば、後世のイデオロギーには分類しきれない過去の思想を明らかにする作業は、政治哲学とも無関係でないはずである。禁欲的に歴史研究の手続きに従うことは、過去に知的資源を見出しえないこと、見出さないことを意味するわけではない」(犬塚(2014b), x-xii) ←
- 4. 「改めて言わなければならないが、ここに述べたことは、「ケンブリッジ学派」問題がすでに歴史的過去に入ったと見てよい現在の私の判断である。だが、7、80年代の私について一歩踏み込んで反省してみれば、彼らの発想の根拠と、私の共感のそれとは必ずしも同じではなかった。私に彼らの主張への共感を抱かせたバネは、明らかに丸山・福田パラダイムへの知的懐疑の経験であったが、正確には私にとっての問題は、彼らにおけるような「伝統」ではなく、戦後日本社会科学の世界に特有と思われる「近代」信仰であった。私は、両者の重ね合わせをほとんど直観的に行ったようである。しかし、その違いのためか、あらぬか、一方スキナーは、批判された伝統的な思想史をすべて「神話」として全否定したが、他方私は、古典の中に「現代的意義」を求める議論を「歴史」と呼ぶことはスキナーと同じく拒否したけれども、同時に、それ自体は歴史研究とは別の、独自の意味を持つ合理的な政治的行為と考えた」(半澤(2017), 228) ↔
- 5. 「そもそも、言語そのものが、一定の抽象性を持つ。すなわち、まったく時代も背景も異なるテクストが、身につまされるものとして心に迫ってくることがある。それはなぜかが、文脈主義では見えてこない。たとえば、セネカのテクストを読むと、少なからぬ現代人は自らの人生への警句として身につまされるものを感じる。〔略〕言葉は抽象的でありうるのであり、同じ言葉・観念であっても、時代により浮かべる具体的内容は異なりうる。しかし、同じ表現が用いられることを通じて、人は時代を超えて言語・観念表現を現実的なものとして受け取るのである。そして、そうであるからこそ、言語は、時代・社会を超えて、影響しうるのである。コンテクスト主義者はこの言語の可能性を見損なっている」(野原(2023),48) ↔
- 6. 「1945年の敗戦後、新たに社会を作っていくとき、社会契約論は戦後日本を導く一つの 道しるべとなった。 〔略〕そこで 社会契約論は、何よりも「民主主義における国家権力への歯止め」を示す思想として理解された。個人にはいくつかの侵 すことのできない権利があり、それは他の個人の権利を侵害しないかぎり制限されたり取り上げられたりしてはならな い。したがって、国家は個人に何でもさせられるわけではなく、国家の要求にしたがって命を捨てることは当然ではな い。 〔略〕ところが遅くとも1980年代には、戦後啓蒙思想は急速にその勢いを失う。ここでは一つひとつ理由を述べる余 裕はないが、言ってしまえば時代にそぐわなくなって顧みられなくなったのだ。それと同時に、社会契約論そのものもあ まり読まれなくなった。 〔略〕いま社会契約論を読むには、新たな読み方、戦後啓蒙思想が時代と格闘する中で発見した のとは別の読み方が必要なのだ。過去の人々が固有の時代背景からこの思想を読み解いたように、いま、この現在の状況 から、新たに社会契約論を読み解き、読者にその魅力を示さなければならない」(重田 (2013), 13-16) →
- 7. 「こうした紐帯〔中間団体〕に結び付けられた個人の存在が「意見」を生み出す近代的統治の基盤をなすと考えている」 (高橋 (2012), 49) 🖸
- 8. Neither the few nor the many have a right to act merely by their will, in any matter connected with duty, trust, engagement, or obligation. The constitution of a country being once settled upon some compact, tacit or expressed, there is no power existing of force to alter it, without the breach of the covenant, or the consent of all the parties. Such is the nature of a contract. And the votes of a majority of the people, whatever their infamous flatterers may teach in order to corrupt their minds, cannot alter the moral any more than they can alter the physical essence of things.(Burke (2015)).